

委員会細則

昭和57年6月13日 制定
平成22年5月23日 一部改定

- 第1条 この規程は、一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）における委員会に関して定める。
- 第2条 当法人の会務運営上必要あるときは委員会をおく。
- 第3条 委員会は、その目的を冠して「〇〇委員会」という。
- 第4条 委員会は、会長の諮問事項につて、調査審議、または立案してこれを答申する。
- 第5条 委員会は、委員長および副委員長各1名、並びに委員若干名をもって構成する。
- 第6条 委員長は特別事項の調査審議及び立案にあたり、必要と認めるときは委員会に特別委員をおくことができる。
- 第7条 委員会の設置、改廃並びに委員長、副委員長、委員、特別委員の任免は、会長がこれを行う。
- 第8条 委員会の開催日時及び場所は、委員長がこれを定める。
- 第9条 委員会は、委員（特別委員をおいたときは、これを含む）の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 第10条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、委員長がこれを決定する。
- 第11条 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 第12条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
- 第13条 委員は、委員長の指示を受け、委員会の会務を処理する。
- 第14条 委員会は、付議された事項に関して報告書を作成し、これを会長に提出しなければならない。
- 第15条 委員会議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した委員が、これに記名捺印する。
- 第16条 委員会からの要求を受けたときは、関係委員会並びに事務局は、積極的にこれを協力しなければならない。

附 則

- 1 この細則を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この細則の運用は、昭和57年6月13日からとする。
- 3 この細則は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。